

# 新型インフルエンザ等対策に係る業務計画

令和8年4月

公益社団法人 熊本県薬剤師会

## 新型インフルエンザ等対策に係る業務計画 目次

### 第1章 総則

- 1 業務計画の目的・基本方針
  - (1) 業務計画の目的
  - (2) 業務計画の基本方針

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 1 準備期
- 2 初動期
  - (1) 熊本県薬剤師会新型インフルエンザ等対策準備会議の設置
  - (2) 対策準備会議の組織
  - (3) 熊本県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部への移行
  - (4) 薬剤師会対策本部の組織
  - (5) 薬剤師会対策本部の班構成と業務分担
  - (6) 情報収集・共有
  - (7) 主な情報入手先
- 3 対応期
  - (1) 薬剤師会対策本部の継続的な維持と拡充
  - (2) 支部対策会議の設置
  - (3) 支部対策会議の組織
  - (4) 薬剤師会対策本部と支部対策会議の連携
- 4 関係機関との連携
  - (1) 連携先
  - (2) 連携方法
  - (3) 感染防止対策の策定の伝達と啓発

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1 対策業務の内容及び実施方法
  - (1) 準備期
  - (2) 初動期
  - (3) 対応期
- 2 会員の所属する薬局や医薬品販売業等における感染対策の啓発
  - (1) 準備期
  - (2) 初動期
  - (3) 対応期
- 3 感染対策の検討・実施
  - (1) 職場における感染対策
  - (2) 物資及び資材の備蓄等

### 第4章 その他

- 1 教育・訓練
  - (1) 職員に対する教育・訓練
  - (2) 熊本県が行う実施訓練等への参画
  - (3) 業務継続 (BCP) 訓練の実施
- 2 計画の見直し

# 公益社団法人 熊本県薬剤師会 新型インフルエンザ等対策に係る業務計画

平成27年12月 制定  
令和8年4月 改定  
公益社団法人 熊本県薬剤師会

## 第1章 総則

### 1 業務計画の目的・基本方針

#### (1) 業務計画の目的

#### 1 業務計画の目的・基本方針

##### (1) 業務計画の目的

本計画は、熊本県薬剤師会（以下「薬剤師会」という）が、新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、県民の健康被害を最小限に抑えるため、会員薬局・医薬品販売業者等ならび、行政機関・医療機関・関係団体と連携し、平時からの準備、発生時の迅速な初動、流行期の継続的な対応と県民の医薬品供給を確保するための組織体制、業務手順、啓発活動および支援体制を定めることを目的とする。

##### (2) 業務計画の基本方針

###### ○計画の基本方針

###### ・県民の健康被害の最小化

薬局・医薬品販売業が地域の最前線として適切な感染対策を実施し、相談支援・医薬品供給等地域における薬局の役割を維持する。

###### ・行政・関係団体との連携強化

熊本県、熊本市、医師会、病院薬剤師会等と連携を強化し、地域医療の一体的対応を支援する。

###### ・会員への迅速な情報提供と支援

感染状況、行政通知、医薬品供給状況等を迅速かつ正確な情報を共有し、現場の混乱を防ぐ。

###### ・薬局・販売業等における感染対策の標準化

動線管理、換気、個人防護具の使用等を明確にし、薬局内での二次感染を防止する。

###### ○業務計画の適用範囲

・業務計画においては、薬剤師会の会員薬局・医薬品販売業者等および本会事務局に適用する。

・行政の方針や法令に基づく対応が優先されることを前提とする。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 1 準備期

新型インフルエンザ等の発生前は、業務執行理事を中心に理事および事務局職員が本業務計画の内容を十分に理解し、発生を想定した連絡体制の確認および人的・物的対応の準備に努めるものとする。

### 2 初動期

#### (1) 熊本県薬剤師会新型インフルエンザ等対策準備会議の設置

日本国外で新型インフルエンザ等が発生し、熊本県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、本会は速やかに「熊本県薬剤師会新型インフルエンザ等対策準備会議」（以下「対策準備会議」という。）を設置し、情報収集および体制整備に関する検討を開始する。

## (2) 対策準備会議の組織

議長	会長
委員	副会長、専務理事、常務理事、その他議長が必要と認める者

○会議は原則として臨場出席で開催するが、必要に応じてオンライン会議を併用する。

○県内薬局における抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認する。

## (3) 熊本県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部への移行

状況の進展に応じ、対策準備会議は速やかに「熊本県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部」(以下「薬剤師会対策本部」)へ移行し、組織の拡充および対策の実施に入る。

## (4) 薬剤師会対策本部の組織

本部長	会長
本部員	副会長、専務理事、常務理事、その他議長が必要と認める者

会議は原則臨場出席で開催するが、オンライン会議を併用できるものとする。

## (5) 薬剤師会対策本部の班構成と業務分担

総務班	庶務、会議運営、記録管理
情報連絡班	情報の収集・整理・提供、会員への周知
活動調整班	県対策本部、他の団体・機関との連絡調整 会員、薬局等の体制把握と連絡ルートの確保・確認

## (6) 情報収集・共有

○県対策本部および関係機関との連絡ルートを確認・確保する。

○熊本県、関係機関、日本薬剤師会、県内関係団体と連携し、情報連絡経路を明確化する。

○収集した情報は薬剤師会内部および各支部へ速やかに共有する。

## (7) 主な情報入手先

厚生労働省、国立感染症研究所、外務省、内閣府食品安全委員会、日本薬剤師会、熊本県

## 3 対応期

### (1) 薬剤師会対策本部の継続的な維持と拡充

○組織上の課題は速やかに整理し、必要に応じて体制を改善する。

○県対策本部および関係機関との連絡ルートを継続的に確保する。

○得られた情報は、薬剤師会内部および各支部に速やかに共有し、ホームページ等で周知する。

○感染状況、医療機関の運営状況 (EMIS 等)、社会インフラの稼働状況を把握し、会員に適切に提供する。

### (2) 支部対策会議の設置

支部に支部対策会議を設置し、地域における活動を開始する。

### (3) 支部対策会議の組織

委員長	支部長
薬剤師会対策本部調整担当	支部薬剤師会理事

委員	会員の薬剤師（支部の実情に応じて2～3名程度を専任）
----	----------------------------

支部は保健所、市町村、医師会等との連絡ルートを確認し、収集した情報は関係機関および薬剤師会対策本部と共有する。

#### （４）薬剤師会対策本部と支部対策会議の連携

事務局と支部の連絡方法・系統を明確にし、円滑な情報伝達を確保する。

### 4 関係機関との連携

#### （１）連携先

熊本県、熊本県医師会、熊本県歯科医師会、日本薬剤師会、熊本県医薬品卸業協会

#### （２）連携方法

- 支部薬剤師会および熊本県病院薬剤師会等と常時情報交換を行い、連携を強化する。
- 県対策本部の指示・要請に基づき必要な連携を行う。
- 入手した情報は会員へ迅速に周知し、ホームページ等で公表する。

#### （３）感染防止対策の伝達と啓発

- 薬局機能の維持と職員の感染防止のため、必要な対策を検討・実施するよう支援・啓発する。
- 職員およびその家族に対し健康状態の把握、マスク着用、手洗い・うがいの徹底を周知する。
- インフルエンザ様症状のある職員は出勤を禁止する。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 1 対策業務の内容及び実施方法

#### （１）準備期

平常時から、薬局、医薬品販売業における新型インフルエンザ等対策の体制整備の支援、職員の健康管理と感染対策に関する啓発等について必要な措置を講ずる。

#### （２）初動期

- 熊本県と連携し、発生状況や行政通知等の情報収集に努める。
- 会員、役員、事務局職員に対し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防の留意点等を迅速かつ適切に提供する。
- 新型インフルエンザ等患者に対する調剤業務および医薬品提供業務が継続できるよう、会員への支援および連絡調整を行う。
- 感染防止に必要な資材（消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、高機能マスク等）を備蓄する。

#### （３）対応期

- 初動期における情報提供、会員支援、連絡調整等の業務を継続する。
- 事務局職員の感染リスクを低減するため、在宅勤務、時差出勤等を導入する。
- 多数の参集が見込まれる研修会・講演会等は縮小または中止し、テレビ会議、メール、電話等の代替手段を活用する。
- 本会の活動を維持するため、最小限の業務は継続する。
- 職員には手指消毒用アルコール製剤を配置し、健康状態の把握、マスク着用、手洗い・うがいの励行を周知する。
- 発熱等の症状がある職員は出勤を停止する。

## 2 会員の所属する薬局や医薬品販売業等における感染対策の啓発

### (1) 準備期

- 感染防止に必要な資材（消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、高機能マスク等）の備蓄を促す。
- 会員の所属する薬局および医薬品販売業等における感染対策の啓発

### (2) 初動期

- 手指消毒用アルコール製剤を配置するとともに、うがいや手洗いの励行を促す。
- 調剤業務・医薬品提供業務が維持されるよう支援・連絡調整を行う。
- 感染防止に必要な消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、高機能マスクなど必要な資材を備蓄する。

### (3) 対応期

- 初動期の業務を継続しつつ、事務局の在宅勤務・時差出勤等を導入して職員の感染リスクを低減
- 発熱、咳、全身倦怠、食欲不振等のインフルエンザ様疾患等、疑わしい症状のある職員は出勤を禁止とする。
- 慢性疾患の定期受診患者には電話での服薬指導等を検討させ、ファクシミリ等による処方箋応需体制の整備を促す。

## 3 感染対策の検討・実施

### (1) 職場における感染対策

薬剤師会は、従業員等の感染リスク低減および職場内感染防止のため、平時から以下の対策について検討し、必要な準備を進める。

- 従業員等の感染リスク低減策
  - ・テレワークの実施
  - ・時差出勤、徒歩・自転車・自家用車等による出勤
  - ・出張や会議の中止・延期、オンラインツールの活用
- 職場内の感染防止策
  - ・マスク着用等の咳エチケットの徹底
  - ・手洗い、手指消毒（速乾性アルコール製剤の設置）
  - ・定期的な換気
  - ・職場の清掃・消毒
  - ・発熱者等の入場防止（非接触体温計の設置）
  - ・訪問者の立入場所・人数の制限、氏名・所属・連絡先の記録
  - ・その他必要と認められる対策

### (2) 物資及び資材の備蓄等

- 薬剤師会は、対策業務および職場における感染対策を実施するため、平時から以下の物資・資材を備蓄・確保するよう努める。
- 保管場所・数量を明確にし、有効期限のあるものは定期的に確認し、必要に応じて補充する。
  - ・不織布マスク
  - ・速乾性消毒用アルコール製剤
  - ・消毒用エタノール
  - ・パーテーション
  - ・体温計
  - ・温度計・湿度計
  - ・空気清浄機・加湿器
  - ・その他、必要と認められる物資及び資材

## 第4章 その他

### 1 教育・訓練

#### (1) 職員に対する教育・訓練

職員に対し、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的感染対策、流行時の外出自粛等について教育・助言を行う。

#### (2) 熊本県が行う実施訓練等への参画

熊本県が実施する全国規模または独自の有事訓練に積極的に参加し、関係機関との連携を図る。

#### (3) 業務継続 (BCP) 訓練の実施

新型インフルエンザ等発生時に調剤業務等を可能な限り維持するため、職員の感染状況把握、代替要員確保等の手順について訓練を実施する。

### 2 計画の見直し

この計画は、訓練等の実施結果、新たな知見等を踏まえ、適宜本計画を見直すものとする。

附則 本計画は制定日より施行する。必要に応じ改訂を行う。

- 1 この業務計画は、平成27年12月1日に制定した。
- 2 この業務計画は、令和8年4月1日に改定し、同日から施行する。

近年の感染症対策に関する知見の更新、国・県の対策方針の改訂、ならびに薬局・医薬品販売業を取り巻く実務環境の変化を踏まえ、平時からの備えと発生時の初動・対応の実効性を高めることを目的として改定を行いました。特に、会員薬局の業務継続（BCP）支援、情報共有体制の強化、物資備蓄の標準化、支部との連携強化を重視しています。

#### 主な改定ポイント

##### 目的と基本方針の明確化

県民の健康被害最小化、行政・関係団体との連携強化、会員支援の迅速化を明確化しました。

##### フェーズ区分の整理

準備期・初動期・対応期の役割と具体的業務を整理し、起動トリガーと初動対応の時間目標を明示しました。

##### 組織体制の強化

対策準備会議・対策本部・支部対策会議の役割分担を明確化し、班構成（総務班・情報連絡班・活動調整班等）を定義しました。

##### 情報収集・共有の仕組み化

主要情報入手先の整理、情報伝達経路の明確化、会員への速やかな周知手順を整備しました。

##### 会員支援と現場運用の具体化

発熱者対応、動線管理、換気・消毒、PPEの備蓄基準、代替薬・供給調整の運用方針を具体化しました。

##### BCPと訓練の充実

年次研修、机上訓練、支部単位の実動訓練、備蓄点検の定期実施を規定しました。